

議第 3 3 号

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

情報システムの標準化に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から施行する必要があるため、遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和 8 年 5 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第5号

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町条例第 1 0 号

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「

5 教育委員会	遊佐町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 2 7 年教育委員会訓令第 3 号）による就学援助の実施に関する事務で別に定めるもの
」を「	
5 教育委員会	遊佐町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成 2 7 年教育委員会訓令第 3 号）による就学援助の実施に関する事務で別に定めるもの
6 町長	住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であつて別に定めるもの

7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて別に定めるもの
---------	--

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 別紙1

別表第3中「

1 教育委員会	遊佐町要保護及び 準要保護児童生徒 就学援助費支給要 綱による就学援助 の実施に関する事 務で別に定めるも の	町長	(1) 地方税関 係情報であつて 別に定めるもの (2) 住民票関 係情報であつて 別に定めるもの
---------	---	----	--

」を「

1 教育委員会	遊佐町要保護及び 準要保護児童生徒 就学援助費支給要 綱による就学援助 の実施に関する事 務で別に定めるも の	町長	(1) 地方税関 係情報であつて 別に定めるもの (2) 住民票関 係情報であつて 別に定めるもの
2 教育委員会	住登外者宛名番号 管理機能による住 登外者の情報の管 理に関する事務で あつて別に定める もの	町長	住登外者宛名情報 であつて別に定め るもの

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別紙 1

別表第 2（第 4 条関係）

機 関	事 務	特定個人情報
1 町長	遊佐町ひとり親家庭等家賃助成事業実施要綱によるひとり親家庭等の家賃助成に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 児童扶養手当関係情報であつて別に定めるもの (2) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (3) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて別に定めるもの
2 町長	遊佐町医療給付に関する規則による重度心身障がい（児）者医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの (3) 住登外者宛名情報であつて別に定めるもの
3 町長	遊佐町医療給付に関する規則による子育て支援医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの (3) 住登外者宛名情報であつて別に定めるもの
4 町長	遊佐町医療給付に関する規則によるひとり親家庭等医療に関する事務であつて別に定めるもの	(1) 地方税関係情報であつて別に定めるもの (2) 住民票関係情報であつて別に定めるもの (3) 住登外者宛名情報であつて別に定めるもの

議第 3 4 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

山形県人事委員会勧告に準じ、職員の給与改定を行ったため、提案するものである。

令和 8 年 5 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

遊佐町長 松 永 裕 美

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町条例第11号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次の1号を加える。

（4） 通勤のため自動車等の駐車のための施設等（規則で定めるものに限る。

第8項において「駐車施設等」という。）を利用してその利用に係る料金を負担することを常例とする職員等（規則で定める職員等を除く。）

第16条第2項第2号中「19,200円」を「37,200円」に改め、同項に次の1号を加える。

（4） 前項第4号に掲げる職員等 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で規則で定める額（第5項において「駐車施設等料金相当額」という。）

第16条第5項中「第2項第2号に定める額」の次に「、駐車施設等料金相当額」を加え、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車施設等」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 5 号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

国家公務員等の旅費支給規程の改正により、国家公務員の旅費を参考に規定している一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例を改正する必要性が生じ、国の施行日に合わせて専決処分を行ったので、提案するものである。

令和 8 年 5 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 7 号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

遊佐町長 松 永 裕 美

一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

遊佐町長

松 永 裕 美

遊佐町条例第 1 2 号

一般職の職員等の旅費に関する条例及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例
一般職の職員等の旅費に関する条例（令和 8 年条例第 2 号）及び遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例（昭和 4 5 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（一般職の職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第 1 条 別表を次のように改める。

別表 別紙 1

（遊佐町特別職の職員等の旅費、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正）

第 2 条 別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 別紙 2

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 1

別表（第 1 4 条関係）

区分	宿泊費基準額（1 夜につき）
北海道	1 5, 0 0 0 円
青森県	1 2, 0 0 0 円
岩手県	1 0, 0 0 0 円
宮城県	1 2, 0 0 0 円
秋田県	1 1, 0 0 0 円
山形県	1 0, 0 0 0 円
福島県	9, 0 0 0 円
茨城県	1 1, 0 0 0 円
栃木県	1 1, 0 0 0 円
群馬県	1 2, 0 0 0 円
埼玉県	1 6, 0 0 0 円
千葉県	1 7, 0 0 0 円
東京都	2 1, 0 0 0 円
神奈川県	1 6, 0 0 0 円
新潟県	1 6, 0 0 0 円
富山県	1 1, 0 0 0 円
石川県	1 0, 0 0 0 円
福井県	1 0, 0 0 0 円
山梨県	1 3, 0 0 0 円
長野県	1 3, 0 0 0 円
岐阜県	1 3, 0 0 0 円
静岡県	1 2, 0 0 0 円
愛知県	1 2, 0 0 0 円
三重県	1 2, 0 0 0 円
滋賀県	1 1, 0 0 0 円

京都府	20,000円
大阪府	16,000円
兵庫県	17,000円
奈良県	12,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	9,000円
島根県	12,000円
岡山県	14,000円
広島県	14,000円
山口県	9,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	12,000円
高知県	12,000円
福岡県	17,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	13,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	11,000円
鹿児島県	11,000円
沖縄県	12,000円

別紙 2

別表第 2

区分	町長及び議員	その他の 特別職の職員
北海道	20,000円	15,000円
青森県	16,000円	12,000円
岩手県	13,000円	10,000円
宮城県	16,000円	12,000円
秋田県	14,000円	11,000円
山形県	13,000円	10,000円
福島県	12,000円	9,000円
茨城県	14,000円	11,000円
栃木県	14,000円	11,000円
群馬県	16,000円	12,000円
埼玉県	21,000円	16,000円
千葉県	22,000円	17,000円
東京都	27,000円	21,000円
神奈川県	21,000円	16,000円
新潟県	21,000円	16,000円
富山県	14,000円	11,000円
石川県	13,000円	10,000円
福井県	13,000円	10,000円
山梨県	17,000円	13,000円
長野県	17,000円	13,000円
岐阜県	17,000円	13,000円
静岡県	16,000円	12,000円
愛知県	16,000円	12,000円
三重県	16,000円	12,000円
滋賀県	14,000円	11,000円

京都府	26,000円	20,000円
大阪府	21,000円	16,000円
兵庫県	22,000円	17,000円
奈良県	16,000円	12,000円
和歌山県	14,000円	11,000円
鳥取県	12,000円	9,000円
島根県	16,000円	12,000円
岡山県	18,000円	14,000円
広島県	18,000円	14,000円
山口県	12,000円	9,000円
徳島県	13,000円	10,000円
香川県	20,000円	15,000円
愛媛県	16,000円	12,000円
高知県	16,000円	12,000円
福岡県	22,000円	17,000円
佐賀県	14,000円	11,000円
長崎県	17,000円	13,000円
熊本県	18,000円	14,000円
大分県	14,000円	11,000円
宮崎県	14,000円	11,000円
鹿児島県	14,000円	11,000円
沖縄県	16,000円	12,000円

議第 36 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和 8 年 4 月 1 日から施行する必要があるため、遊佐町税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和 8 年 5 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 8 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

遊佐町長

松 永 裕美

遊佐町条例第 1 3 号

遊佐町税条例の一部を改正する条例

遊佐町税条例（昭和 5 0 年条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 1 9 条中「、第 8 1 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号及び第 3 号中「第 8 1 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 3 3 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 8 0 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 8 0 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 8 0 条の 2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 8 1 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 8 1 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を加え、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第5項中「附則第

15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第16項から第18項までを削り、同条第19項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第21項を第18項とし、第22項を第19項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を

「附則第 12 条の 3 第 1 項第 3 号」に改め、同条第 3 項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第 4 号）」に改める。

附則第 15 条の 2 から第 15 条の 6 までを削る。

附則第 16 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 44 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 44 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削る。

附則第 16 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号、第 16 条の 4 第 3 項第 2 号及び第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 11 年度」に改める。

附則第 18 条第 5 項第 2 号、第 19 条第 2 項第 2 号及び第 20 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 第 1 項及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び附則第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中及び第 5 項第 2 号並びに第 20 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 7 条の 3 第 1 項及び第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「及び第 7 条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 37 号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、関係する規定について、令和 8 年 4 月 1 日から施行する必要があるため、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、提案するものである。

令和 8 年 5 月 1 日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

専決第 9 号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

遊佐町長 松 永 裕 美

遊佐町条例第 1 4 号

遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例

遊佐町都市計画税条例（平成 1 8 年条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 1 項中「第 9 項、第 1 3 項から第 1 7 項まで、第 1 9 項、第 2 0 項、第 2 4 項、第 2 7 項、第 3 1 項から第 3 3 項まで、第 3 6 項、第 3 7 項、第 4 1 項若しくは第 4 4 項」を「第 8 項、第 1 2 項から第 1 6 項まで、第 1 8 項、第 1 9 項、第 2 3 項、第 2 6 項、第 3 0 項から第 3 2 項まで、第 3 5 項、第 3 6 項、第 4 0 項若しくは第 4 3 項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の遊佐町都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議第 38 号

遊佐パーキングエリアタウン事業新道の駅鳥海建築工事
請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 遊佐パーキングエリアタウン事業
新道の駅鳥海建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 遊佐町北目字田屋敷地内 |
| 3 | 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和9年3月31日 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1, 5 6 2, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山形県酒田市穂積字尻地233番地
大場・土門特定建設工事共同企業体
大場建設株式会社 代表取締役 大場清悦 |

提 案 理 由

遊佐パーキングエリアタウン事業新道の駅鳥海建築工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和8年5月1日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第39号

遊佐パーキングエリアタウン事業新道の駅鳥海電気設備工事
請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 遊佐パーキングエリアタウン事業
新道の駅鳥海電気設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 遊佐町北目字田屋敷地内 |
| 3 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和9年3月31日 |
| 4 契 約 金 額 | 349,800,000円 |
| 5 契約の相手方 | 山形県酒田市大浜一丁目4番57号
電機鉄工・遊佐電気特定建設工事共同企業体
電機鉄工株式会社 代表取締役 瀬尾郁矢 |

提 案 理 由

遊佐パーキングエリアタウン事業新道の駅鳥海電気設備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和8年5月1日提出

遊佐町長 松 永 裕 美

議第40号

遊佐パーキングエリアタウン事業新道の駅鳥海機械設備工事
請負契約の締結について

町は、次により工事請負契約を締結することができる。

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 遊佐パーキングエリアタウン事業
新道の駅鳥海機械設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 遊佐町北目字田屋敷地内 |
| 3 工 期 | 着 工 契約の効力発生の日
完 成 令和9年3月31日 |
| 4 契 約 金 額 | 368,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 山形県酒田市浜中字八間山135番地の1
環清・エコポリス特定建設工事共同企業体
環清工業株式会社 代表取締役社長 青山武 |

提 案 理 由

遊佐パーキングエリアタウン事業新道の駅鳥海機械設備工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、提案するものである。

令和8年5月1日提出

遊佐町長 松 永 裕 美